

4 地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により、県が設置する公の施設の管理に係る指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないものは、第二項の申請をすることができない。

(指定管理者の業務)

第十四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 船川港金川多目的広場に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の停止及び使用場所の変更に関する業務
- 二 船川港金川多目的広場の維持管理に関する業務
- 三 船川港金川多目的広場の利用の促進に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、船川港金川多目的広場の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条第一項の規定により船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合における第三条(第二項及び第五項を除く。)、第六条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十五条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第七条に定めるもののほか、球技場の開場期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つて船川港金川多目的広場の管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第十六条 第十三条第一項の規定により船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせるときは、指定管理者は、第十四条第二項の規定により読み替えて適用される第三条第一項の規定により許可を受けた者から利用料金を自己の収入として收受するものとする。この場合において、第九条から第十一条までの規定は、適用しない。

(利用料金の承認)

第十七条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならぬ。

一 別表第一号の表港湾施設用地の項及び別表第三号に定める範囲内であること。

二 第十四条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金を船川港金川多目的広場において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第十八条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第十九条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用料金を納付した者の責めに帰ることができない理由により船川港金川多目的広場を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(公告)

第二十条 知事は、次に掲げる場合には、その旨(第三号に掲げる場合にあつては、利用料金)を公告するものとする。

- 一 指定管理者を指定したとき。
- 二 指定管理者の指定を取り消したとき。
- 三 利用料金を承認したとき。

別表中「第九条」の下に「、第十七条」を加え、同表第一号中「マリーナ施設」の下に「及び船川港金川多目的広場」を加え、同号の表中

軌道走行式荷役機械

アンローダ	使用時間三十分につき	二二、二〇〇円	使用時間が三十分未満のとき又は使用時間に三十分未満の端数があるときは、三十分として計算する。
ガントリークレーン		三三、二〇〇円	
軌道走行式荷役機械(ガントリークレーン)	使用時間三十分につき	三三、二〇〇円	使用時間が三十分未満のとき又は使用時間に三十分未満の端数があるときは、三十分として計算する。

に改め、同表移動式荷役機械(フォークリフト)の項を削り、同表の備考三を次のように改める。

三 第十三条第一項の規定により船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の港湾施設用地の項の適用について

は、同表(備考四を除く。)中「使用料の額」とあるのは、「利用料金の上限額」とする。

別表に次の一号を加える。

三 船川港金川多目的広場

(一) 球技場

入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合		区 分	使 用 料 額	
	アマチュアスポーツに使用するとき	その他の催物に使用するとき			一 時 間 に つ き
学生・生徒・児童	学生・生徒・児童	学生・生徒・児童	一 般	二、三三〇円	一八、六五〇円
一	一	一	一 般	四、六八〇円	三七、五〇〇円
学生・生徒・児童	学生・生徒・児童	学生・生徒・児童	一 般	一、〇八〇円	八、六五〇円
平 日	平 日	平 日	一 般	四、六八〇円	三七、五〇〇円
土曜日・日曜日・休日	土曜日・日曜日・休日	土曜日・日曜日・休日	一 般	九、三五〇円	七四、八〇〇円
平 日	平 日	平 日	一 般	九、三五〇円	七四、八〇〇円
土曜日・日曜日・休日	土曜日・日曜日・休日	土曜日・日曜日・休日	一 般	一八、七二〇円	一四九、八〇〇円

備考

- 一 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
  - (一) 一日 開場時間の開始時刻から終了時刻までをいう。
  - (二) 入場料 使用者が、いずれの名義とするかを問わず、球技場の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
  - (三) 学生・生徒・児童 大学及び高等専門学校の学生、高等学校生徒、中学校生徒並びに小学校児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。
  - (四) 休日 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日をいう。
- 二 使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもつて使用するときは、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。
- 三 使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

四 第十三条第一項の規定により船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の適用については、同表中「使用料の額」とあるのは、「利用料金の上限額」とする。

( ) 附属施設

区 分	使 用	料 額
放 送 室	一時間につき	三五〇円 使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。
シ ャ ワ ー 室	一室一時間につき	二、四〇〇円 使用時間が一時間未満のとき又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

備考 第十三条第一項の規定により船川港金川多目的広場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの表の適用については、同表中「使用料の額」とあるのは、「利用料金の上限額」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定(同条第一項第一号(ハ)を削る部分に限る。)、第十四条を第二十三条とする改正規定、第十三条の改正規定(同条第三号に係る部分に限る。)、同条を第二十二条とする改正規定、第十二条を第二十一条とし、第十一条の二を第十二条とする改正規定、同条の次に八条を加える改正規定(第十三条、第十七条及び第二十条に係る部分に限る。)、及び別表の改正規定(同表第一号中「マリーナ施設」の下に「及び船川港金川多目的広場」を加える部分及び同表に一号を加える部分を除く。)並びに次項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十六年四月一日前にした港湾施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県条例第三十一号

秋田県知事 寺田典城

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和三十九年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「又は公共用」を「若しくは公共用又は公益事業の用」に改め、同条に次の二項を加える。

2 普通財産は、私人において公共用若しくは公益事業の用又は県の重要な施策の推進に資するものとして知事が定める事業の用に供するため必要とする場合は、これを時価よりも低い価額で譲渡することができる。

3 前二項に定めるもののほか、普通財産は、その売払いに係る最初の一般競争入札の入札の日から二年を経過した場合は、これを時価よりも低い価額で譲渡することができる。

第五条中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「公共的団体」を「私人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

#### 秋田県条例第三十二号

秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例

秋田県土地開発基金条例(昭和四十四年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六十三億三千四百四十七万二千元」を「三十三億三千四百四十七万二千元」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第三十三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号に次のように加える。

(一) 教育職給料表(一)

(二) 教育職給料表(二)

第七条中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第二十六条第二項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

別表第一中

職員 の 区分	職務 の 級 号	さ			
		1 級	2 級	3 級	4 級
	給	給	給	給	給
	料	料	料	料	料
	月	月	月	月	月
	額	額	額	額	額

〔(一) 教育職給料表(一)〕

職員 の 区分	職務 の 級 号	1
	給	給
	料	料
	月	月
	額	額

に改め、同表の備考1中「職階」の次に「(教育職給料表(二)の適用を受ける職

級	2 級	3 級	4 級
額	給	給	給
	料	料	料
	月	月	月
	額	額	額

に改め、同表に次のように加える。

(二) 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	311,100	404,900
	2	147,400	191,100	324,600	414,900
	3	153,600	198,000	337,800	424,300
	4	160,800	205,000	347,900	433,700
	5	168,700	212,400	358,000	443,100
	6	177,700	220,300	368,300	452,000
	7	187,700	231,300	378,200	460,800
	8	194,300	242,800	387,700	469,200
	9	201,000	254,400	397,200	478,200
	10	207,700	266,700	406,100	487,100
	11	214,800	279,400	414,900	497,000
	12	222,100	292,500	423,500	506,100
	13	230,300	306,100	431,700	514,500
	14	238,000	319,500	439,400	521,800
	15	245,900	332,100	446,800	526,200
再任用 職員以 外の職 員	16	253,800	342,000	454,200	
	17	261,600	351,900	462,200	
	18	269,300	361,900	470,200	
	19	276,900	371,300	478,100	
	20	283,700	380,600	485,900	
	21	290,300	389,500	493,700	
	22	296,400	397,400	500,500	
	23	302,400	404,500	504,500	
	24	308,300	411,700		
	25	314,100	418,400		
	26	319,900	424,700		
	27	325,300	430,100		
	28	330,700	435,300		
	29	335,700	440,100		
	30	339,400	444,400		
	31	342,400	448,700		
	32	345,200	452,900		
	33	348,000	455,700		
	34	350,000			
	35	352,000			
36	353,800				
37	355,500				
38	357,200				
39	359,400				
40	361,400				
再任用 職員		238,500	283,700	355,000	431,000

備考 1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。  
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第三十四号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に、「第八条及び第十一条」を「第三条第一項及び第三項並びに第六条第一項及び第三項」に改め、「(第六条において「県費負担教職員」という。)」を削る。

第二条第一項中「、「義務教育諸学校等」を「「義務教育諸学校等」に、「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部」を「盲学校、聾学校又は養護学校」に改め、同条第二項中「、「教育職員」とは、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の」に改める。

第三条の見出しを「(教育職員の教職調整額の支給)」に改め、同条第一項を次のように改める。

教育職員(校長及び教頭を除く。)には、その者の給料月額額の百分の四に相当する額の教職調整額を支給する。

第三条第三項を削る。

第四条第一号中「一般職給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)」に改め、同条第二号中「市町村立学校職員給与条例」を「市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)」に改める。

第六条の見出しを「(教育職員の時間外勤務)」に改め、同条第一項中「義務教育諸学校等の」を削り、「割り振り」を「割振り」に、「一般職給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校等の」を削り、同項第一号中「生徒」を「校外実習その他生徒」に改め、同項第二号中「学校行事」を「修学旅行その他学校の行事」に改め、同項第三号中「教職員会議」を「職員会議(設置者の定めるところ